

## 平成26年第2回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第2日目)

平成26年6月18日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第9 一般質問
- 第3 議案第25号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第4 議案第26号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第27号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第8 議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第10 議案第31号 農業委員会委員の推薦について
- 追加日程
- 議案第32号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課長	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	山本	正徳	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長			
図書館長	中山	信也	君
農業委員会事務局長	三好	寿一郎	君
教育委員長	竹村	治実	君
監査委員	飯田	洋司	君
	山田		稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から、本日欠席する旨の報告がありました。仁木選挙管理委員長については、今定例会閉会までの欠席であります。

さらに、佐藤会計管理者から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） ここで日程に先立ち、議会運営委員長から、今後の議会運営について報告を願います。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） 皆さんおはようございます。それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆様のお手元に配付されておりますとおり議案第32号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）です。議会運営委員会で協議をいたしました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、日程第10、農業委員会委員の推薦についての採決の後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定をいたしましたので、議員並びに説明員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ご苦労様でございました。

◎日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として提案されました議案第32号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について、日程に追加したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第32号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第9、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、私から一般質問を通告書に従いましてしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

質問項目は、大きく2項目ありますので、まず、はじめに、1項目目ですが、訓子府町障がい福祉計画についてであります。

本町においても「障がいのある人が安心して地域生活、社会活動を営めるまちづくりを進めていくため」として、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とした第3期訓子府町障がい福祉計画が策定され、各事業が推進されていますが、この度「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」の施行を踏まえ、平成29年度を目標とした第4期障がい福祉計画を作成することになると思っておりますが、このことにかかわって、以下の項目について、町長の見解をお伺いいたします。

まず、1つ目でありますけれども、第3期障がい福祉計画の進捗状況と目標達成の見込みについて、お伺いをいたします。

2つ目ではありますが、これまで第3期計画を実施してきた中で、障がい福祉施策にかかわって、本町の今後に向けての課題はないのか、この点についてお伺いをいたします。

3つ目です。第4期計画の策定にあたって、新たに施行された総合支援法を踏まえた検討にはなると思っておりますが、どのような考え方でこの計画をつくっているのか。この考え方を伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「訓子府町障がい福祉計画」について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「第3期障がい福祉計画の進捗状況と目標達成の見込み」についてのお尋ねでございます。第3期目の計画につきましては、平成24年度から今年度の平成26年度までの3カ年を1期といたしまして、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス等の各年度における必要な見込量の数値目標と、サービス確保のための方策等を定めた内容となっております。

進捗状況につきましては、今年度が計画の最終年度となっておりますので、計画1年目と2年目の実績値でお示ししますと、障がい福祉サービスでは、居宅介護の訪問系サービスの平均実績率が57%となっており、計画値を下回っておりますが、主な要因としましては、視覚障がい者への外出支援である同行援護サービスが13%と低い状況となっております。

次に、生活介護などの日中活動系サービスにつきましても43%となっており、計画値を下回っている主な要因としましては、短期入所サービス、自立訓練サービス、就労移行支援サービスなどのサービスが、ほとんど実績がない状況となっているところでございます。

一方、施設入所などの居住系サービスでは、96%と高い実績となっており、また、市町村が主体となって地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する地域生活支援事業につ

きましても、概ね見込みどおりに推移している状況となっております。

次に、目標値の設定項目であります「福祉施設の入所者の地域生活への移行」につきましては、施設入所からグループホーム等への移行を指しますが、入所者21名中5名の移行を目標値としておりましたが、今年の5月末現在、目標値を上回り6名の方が既に移行している状況となっております。しかしながら「福祉施設から一般就労への移行」の設定項目につきましては、入所者21名中2名の移行を目標としておりましたが、5月末現在、移行実績がありませんので、目標達成が難しい状況となっております。

次に、2点目の「これまで第3期計画を実施してきた中で、今後の課題はないのか」とのお尋ねでございますが、ご存じのとおり障害者福祉制度は、平成15年に「支援費制度」が導入され、従来の「措置制度」から大きく転換し、障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになっております。

本町において、障害福祉サービスを提供している事業所につきましては、「居宅介護」、「重度訪問介護」のサービスを提供しております訓子府町社会福祉協議会訪問介護事業所と「就労継続支援B型」のサービスを提供していますNPO法人福祉サポートきらきら本舗の事業所のみとなっております。施設入所をはじめグループホームなどの居住系サービスはもとより、そのほとんどのサービスの提供が北見市などの町外事業所となっておりますが、関係機関のご協力をいただきながら、特に支障が出ることなくサービス提供がなされている状況となっております。

なお、最近、同居する親の高齢化により、30代から40代の障がいを持つ方の施設入所やグループホームへの入所に関する相談が増えている状況があります。この関連としまして、長年、福祉友の会から、より身近な町内にもグループホームを設置してほしいとの要望が出されており、町としましては一定の結論を出す時期にきていると認識しておりますが、現状としましては、近隣市町村の事業所等との連携・連絡を密にして、グループホーム等への入所サービスに対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「第4期計画をどのような考え方で作成するのか」とのお尋ねでございますが、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、厚生労働省が定める「基本指針」に即して作成するものとされておりますが、定める事項としましては、1つ目に「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」、2つ目に「各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」、3つ目に「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」が必須項目となっております。この3つの項目にかかる方策と関係機関との連携に関する事項につきましては、努力規定となっているところでございます。

また、今回の国の基本指針につきましては、計画の見直しにつなげる「策定・実施・評価・見直し」の取り組みと、自立と共生の社会を実現することを基本理念に「施設入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「障害者の地域生活の支援」、「福祉施設から一般就労への移行」の4項目が成果目標として示されております。

本町の計画策定のスケジュールにつきましては、既に4月から基礎データの収集と分析を進めておりますが、今後、必要なサービス量の見込みを想定しながら計画の大枠を作成いたします。その後、11月頃に「障がい者総合支援協議会」を開催しまして、計画素案の説明とアンケート調査の内容についての協議をいただいた後、障害者手帳を持っておら

れる方約360名に対しまして、心身の状況や生活環境、さらにはサービスの利用のニーズ等を確認するための調査を実施し、それを基に計画原案を作成しまして、来年2月ごろに開催する「第2回障がい者総合支援協議会」において、最終的に計画内容を確定することとしているところでございます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今それぞれの項目について、お答えいただいたわけでありませけれども、本当に何点か項目で再質問ということで、私の考え方も含めて述べながら、お答えいただきたいというふうに思いますが、まず、最初に、今回、この障がい福祉計画についての質問をしたその意味といたしますか、思いをちょっと最初に述べたいのでありますが、町長の執行方針の中でも、誰もが安心して暮らせるまちをつくるという、そういう考えで常に町政の執行にあたっているということについては、大変評価もしていますし、また、その中で特に高齢者の施策、足の確保の問題、あるいは特に子どもたちへの支援、そういう施策については、乳幼児の医療費の無料化の問題等々含めて、大いに評価をしているところです。

しかし一方で、障がいを持っておられる方々に対する施策ということにつきましては、評価をしていないという意味ではありませんけれども、今の施策、それぞれの施策をやっておられるのですが、このやっている施策を一步踏み越えなければいけない。乗り越えなければいけないような、そういう時期にきているのではないかというのが私の思いでありまして、そういう意味からも今回、第4期の障がい福祉計画を立てなきゃいけないということと相まって、ちょっと日頃考えていることをそんな思いから質問をしていきたいというふうに思っているところです。

それでは、再質問のことなのですが、特に、全体をとおしての質問になっていくかと思うのですが、まず、1つ目、進捗状況と目標達成の見込み等について、前段で最初にお答えいただいたんですが、その中で、なかなか当初の計画の目標から見て達成からちょっと遠い数字になっている部分があるということなのですが、その辺について、今一度その原因といたしますか、若干その答弁の中でも述べられておりますけれども、特にその中で、計画値を下回っている関係でいきますと、居宅介護の問題も含めて、なぜそういうことになったのかというところをちょっと最初にお答えをいただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。その下回った本町としての理由があったんだというふうに思いますので、その辺どういうふうにとらえておられるのか、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、議員のほうから「見込量が下回った主な要因は何か」ということでございますけれども、第3期の計画値といたしますか、それにつきましては、第2期の実績に基づいて推計をさせていただいているのもう1つ、直接アンケートをとりまして障がい者の方に、それに基づいて、およそこのぐらい必要だろうと。できるだけ可能量を見込んで設定させていただいたところでございますけれども、実際の部分につきましては、いろいろ本人のあくまでも本人の希望によってサービスというのを受けることになっておりますので、受けない方もいるという部分がありまして、サービスの的には落ちてる

ということをございまして、決してサービスが受けたくても受けれていない状況でなくて、本人の意思の中で、数字が落ちてきているということをございまして。そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この件につきましては、数字がこういうふうになっているということはわかりますが、今言ったようにアンケートをもとにして、そして、第1期、2期の実績も踏まえての数字で目標設定したということだと思っておりますけれども、これは次の第4期に向けてのことでちょっと後からどう取り組むかということでの考え方を聞く中で、お聞きしたいと思っていたのですが、今回のこの第3期の計画を推進しているまだ時間がありますので、その途中でありますけれども、この推進していく中で、第1期も第2期も含めてであります。アンケートをしながら、その状況をつかんでくということとはわかりますが、もっと言えば、その障がいを持っておられる方々や、また、その家族も含めた生活実態、あるいは本人の当事者の思いをじかに聞き取る。あるいはその生活の状況をどう把握していくのかという、そういうもっともう一步突っ込んだそういう対応というのは、どのようにとられていたのか。特に、この3期の中でも、今3期計画中なのですが、その中でどういうふうに対応されてきているのか、特に、身体的な機能障がい、いわゆる手が不自由だとか、足が不自由だとか、目が不自由だとかという方々もおられますし、もう一つは、知的障がいを持って、そして、その家族がそれを支えている。あるいは精神障がいを持っている方々が、それをもって、そういう方々を家族がまた支えている。また、本人も苦しんでおられるという方々の思い、願い、そういったものが果たしてアンケートだけで実態がとらえられることになってきたかどうか。どう思うのかどうかも含めて、この3期計画を推進していく中で、どのようにその辺の状況を把握してきているのか。ちょっとお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、議員のほうから、どのように今まで把握してどのように生かしていくかということでご質問がありましたけれども、今までいろいろ給付しますけれども、いろいろそういう中で、窓口で相談を受けたりして本人の状況等も確認しながら対応しているということをございしますが、平成24年4月から法律が一部改正になりまして、サービスに関しては、サービス等利用計画を作成して26年度までに整理しなさいということになっておりまして、本町でも順次、更新にあわせてサービス等利用状況等を整備して、本当に必要なサービス等を計画的に提供できるようにしてきておりまして、今後もさらにその辺をさらに進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） その辺はわかります。本当に努力されてないという意味で質問しているわけじゃなくて、十分本町も保健師さん含めて、職員の方々含めて、やられておられるというふうにはとらえていますけれども、なかなか例えば、ある町民の方と話をすると、当事者の方、家族の方と話の中でも、やっぱり特に、知的障がい、精神障がいを持って悩んだり、その障がいのために、生活が非常に質の問題も含めて生活の質の問題も含めて、本当にこれでどうなのかというふうな心配をしながらおられる家庭も少なくはないのだと

思います。そういう人たちの話をちょっと聞かさせていただいた中でも、何を望むかということも具体的にはあるとは思いますが、その思い、その希望の前に、何ていうのですか、もうちょっと内面に立ち入った思いというか、悩みとか、苦しみとか、そういったものをやっぱりわかっていたらいいかというふうに感じています。それは、なかなか自ら私はこうなだからこうしてくれ。こうあってほしいということと言えない、そういう立場の方、そういう中におられる方が相当数いるんじゃないかなというふうに思っています。そのことで、そこら辺にどう行政がやっぱり寄り添うというか、そういうことというのは、今本当に求められる時期になっているのかというふうに思ったところです。そういう意味も含めて、そのサービスの先ほど言った計画を下回ったというのは、これは数字だけ見てよし悪しということには、なかなかならないというのもわかりますし、それはそれでいろんな結果としてこうなった。ただ、次に向けては、それを改善して本当に求められるサービスが何があるのかという部分をつかむ上でも、やっぱり参考にされて進んでいただきたいと思います。

次に、今後に向けての課題とかかわるのでありますけれども、先ほども答弁の中でその課題について、町長の答弁の中でもふれていましたけれども、この答弁の後半で、最近同居する親の高齢化等うんぬん、30代から40代の障がいを持つ方々の施設入所うんぬん、この問題、先ほど私が言ったこととも関係するのでありますけれども、この辺に大きな本町のこれからの福祉の、いわゆる障害者福祉の課題が、大きな課題としてあるのではないかなというふうに思っています。

先ほどもちょっと言いましたけれども、あまり言う必要もないかもしれませんが、精神障がいを持って母親1人でその息子さんを見て、そして自分も体が不自由で障がいを持って、だけれども1人にしておけないから自分も医者に行けない、行っている暇がないというか、そういう状況もある。そういう生活実態の中で、本当にその生活の質が落ちている。それは自分でもわかっていながら、だけれども何ともいかんともしがたいものを抱えながらいる人たち、そういう似たような人たち、そういう境遇の方たちが結構いるのでありますけれども、そういう人たちが、そしたら何を望むんですかといったら、一番なのは、例えば北見だとか他のいわゆる他町の施設入所も含めていいんだけれども、できればこの住み慣れた、そして地域の中で、知っている人たちのところで一生を終えるような、もし私が死んだら、いなくなったときのことを考えたときにはやっぱりどうなんだということが一番今あると。それだったら北見に行きなさい。あそこに行きなさい。あそここういうものがありますよって言われても、やはりそれはなかなかそうですねということにもならない実態をやっぱりどうつかんで本町として具体化していくかということが求められるのかなというふうに思っているところです。この大きな課題は、そこら辺にあるのではないかなというふうに思いますが、この点について、今回の第4期の中でもちょっと述べたいんですが、支援法の中でもケアホームとグループホームの一元化というのが今回の支援法の中で出ていますよね。そういうことをいわゆる別々じゃなくて一緒になって、ケアホームとグループホームが一緒になったかたちで運営もできるとしたほうがいいのかというふうなことも含めてなっていますので、やっぱりどっかで思い切った決断、これは体の身体障がいを持っておられる方々のことも含めてなんです、やっぱりそうする時期にきて



いるんでないかというふうに思いますけれども、町長の考えはいかがでしょうか。答弁もいただいているのですが、再度お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町長に就任して間もなく2期目を終わろうとしています。何点か大きな課題が残されていると私自身も認識をしているところでございます。いつも説明させていただきましますように、確かな基盤整備といいましょうか、農業や産業基盤を確立しながら、経済性を保ちながらも、教育や福祉を優先的に事業を展開していかなきゃならないということで、議員のご理解をいただきながらも、この8年間進めてまいりました。特に、すべての子どもが平等で、そして、最高の教育や福祉環境のある中で生活ができるようにということで、さまざまな施策を私自身が提案をし、そして実施してまいりました。今回の認定こども園を一つの契機として、一定の乳幼児から児童に至るまでの政策の到達ができるのではないかと私自身は思っております。

さらにまた、もう一方で、高齢者福祉については、まだまだ不十分な部分がございますけれども、今まさに障がい福祉計画と同じように介護保険事業計画が第6期を今策定しなければなりません。これは厚生労働省が示している、今日も恐らく決定していくのではないかという情勢ですけれども、介護保険が要支援1・2が介護保険制度から外されていく。あるいはまた、特別養護老人ホームの入所者が介護度4・5以外の者は入れないという状況が今つくられようとしている。その辺でいくと、この高齢者福祉も待たなしの状況だということでございますから、今、職員には第6期をうちの町として他の市町村と差のない後退させない状況で福祉をどうやって維持していくのかということを示し、検討させているところでございますので、これらについても私自身の福祉に対する高齢者福祉に対する考え方を求められている時期に来ているということでございます。

最も手をこれからかけていかなければならないことに、特に、成人におけるさまざまな福祉、総合福祉の関係で言いますと、身体や精神、知的障がいを持った方々が、この町で安心して生活できる仕組みをどうつくっていくのかというのは、私自身にとっても最大の今、選択をせまられている課題だというふうに思います。ですから、答弁書の中に福祉友の会のことを例にあげておりますけれども、一定の結論をやはり第4期のこの障がい福祉計画の中で出していかなければならないのではないのかという書き方をさせていただきました。このことは長年にわたって活動されている福祉を求めている方々に対する結論を出すということが行政の責任ではないのか。これが第4期の私は訓子府町障がい福祉計画の27年以降の最大の課題だというふうに思っております。

もちろんこれは前提として、私が第3期目の町政を担うか担わないかという姿勢の問題も出てまいりますので、ただ思いとしては、その問題を避けてはとおれないというふうに思っているところでございます。

ですから、1つは福祉友の会の方々とも話をしておりますけれども、今、公立の障がい者福祉施設、グループホームやケアホーム統合してグループホームになったとしても公立の補助というのは一切ないのであります。財政的な問題、これはご理解いただいて、静寿園の個室の10床とショートステイの2床も単費をもって充てているというのが実態であります。そしてまた、今後行われる認定こども園についても、今のところグリーンニューディール政策で地熱等々のことについては、1億円の補助をほぼ確定の支援をいただいでい

る見通しが出ていましたけれども、建物本体についても、これから1億円か2億円かわかりませんが、積極的に北海道や国に働きかけを行いながらゼロの補助金を何とか確保したい。

しかし、今これからやろうとしているグループホームについては、一切その見通しが無いという現実を、100という金額を我々自治体がまず担えるのかどうかと。およそ私の経験からいきますと7千万円から1億円の建物のお金がかかります。同時にそこでグループホームを生活する人たちのための職員や運営費等々でいくと毎年数千万円の支援を行政がしていかなきゃならないという状況であります。そのために、私は福祉友の会にもお話していますけれども、今「はるる」でやっておりますあそこの事業所が本気になってお手伝いいただけるかどうかということをお打診しております。

しかし、今のただ行政に要望するというだけではお断りするといったほうがいいと思うんですけども、非常に難しいということでもあります。事業所も厳しい状況でありますから。ですから行政と事業所と住民の一体の住み分けというのを私はちゃんとしていかなきゃいけないということと、それからこの小さな町に障がいを持った方たちのグループホームが本当に必要なのかという議論はいまだにあります。むしろ90何%に達している北見の各事業所に入所していただくというほうが、適切ではないのかという意見も多くの方にございます。この辺で考えていくと私どもの町がすべての人たちに優しいまちづくりという、障がいを持った方たちが、この町で生活できるグループホームを建設し、運営していくためには、単なる行政に要望するだけではなくて、そういう世論をどう形成していくか。これは運動にかかわっている人や障がい者団体やいろんな方たちが、訓子府にグループホームが必要なんだと。自分たちもボランティアやいろんなかたちで積極的に支援をしていくんだという、こういう世論形成の両方の私は考え方が相まって、前向きの決断というものは、私はしなきゃいけないんだというふうに思っておりますが、現時点では、答弁で申し上げましたとおり第3期では、結論を出す時期に来ているということで、とどめておきたいという考え方でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長から答弁もありまして、その決断を下さなきゃならない時期に来ているという点では、本当にそういう時期だというふうに私も思いますし、決してこれは時間をかけていられない時期になっているというのも事実です。本当に当事者にしてみたら、2年、3年後、本当にこの2年、3年、4年がやっぱり大事なときだというふうに思っていますので、ぜひそういうことで検討していただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの答弁の後半の部分で若干最後に質問したいのですが、第4期計画の策定に関わった部分でいけば、先ほどの答弁の中で、この策定にあたって障害者総合支援協議会というのを開催していきたいということになっていますが、これの構成も含めた中身はどういうふうな内容になっているのか。これとあわせて、先ほど言いましたが、この計画の中に利用者のニーズを本当にその実態にあったものにしていくために、そのニーズの問題だけでなく、先ほどから言っていますように、生活実態も含めてとらえることもやっぱりいろんな思いを受けとめるという意味では大事だと思いますので、そういう取り組み何かは今後、この計画の策定の中でどのように考えているのか。その辺について、もう一

度お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、議員のほうから計画作成にあたっての訓子府町総合支援協議会の中身といいますか、内容構成等についての答えと、どのように取り組んで第4期に生活実態等含めて反映させていくのかというようなご質問かと思えますけども、計画策定にあたっては、訓子府町障害者総合支援協議会の中で、計画を策定していくこととなっております。この訓子府町障害者総合支援協議会という組織につきましては、平成18年4月に障害者自立支援法によりまして、実際に相談業務等の事業主体となるということで、国より設置が進められておりましたけども、平成24年4月に法定化されまして、それに基づきまして、平成24年10月ですか、10月に支援協議会を本町でも設置しております。その業務内容につきましては、国の指針だと相談支援事業の運営に関することとか、困難事例への対応のあり方、関係機関との相互の情報交換、それと障がい福祉計画関係の策定に関する事、それとあと障がい者の虐待に関する事、その他障害者福祉の推進等にかかるということが、業務内容となっております。構成につきましては、団体が全部で障がい者団体とか、いろんな関係機関等も入ってまして、団体名称につきましては、ひとつ順番に言いますと訓子府町福祉友の会、それと網走地区身体障害者福祉協会訓子府分会、それとおむすびの会、それと社会福祉法人の訓子府町社会福祉協議会、それと北見市にありますこども総合支援センターきらり、それと訓子府町民生委員児童委員協議会の高齢者心身障害者部会、それとよつば会のボランティア組織ですね、それとの訓子府町校長会、それと幼稚園・保育園の事務長です。それと子育て支援センター、それと本町、訓子府、担当課の福祉保健課のメンバーというふうな構成になっております。それで今、今回の第4期の関係がはじめて、この総合支援協議会の中で協議するかたちになりますけども、この協議にあたりましては、それ以前に今までの分析評価等、原課でさせていただいて、そこである程度の課題点・問題点を出して、それから総合支援協議会に諮って、調査するアンケート項目等を精査しましてアンケートをするということでございますけども、今、議員のほうから生活実態等も大事だということで、もうちょっと内面に入った中での何らかの聞き取りということでもありますので、今後、その辺についても、どのようにとるかということをもっと具体的に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） その件に関しては、あと最後に一つだけちょっと聞きたいと思えますので、再度確認というか、そういう意味も込めて質問いたします。

先ほど町長が最後のほうで、いわゆる当事者の方々やら、そういう家族、あるいはそういう団体も含めた、そういった人たちの主体性が大事だと。こういう問題、例えばグループホーム、ケアホーム等々の問題等についてのことに関連して、そのように述べられましたけれども、確かに私自身もこういう問題をどうしていくかということでいけば、制度や施設をつくっただけでは、やはりこれはだめだというふうには私も思っています。これはそれだけでは支えきれないものではないというふうには思います。がしかしだからといって、そしたらそこに何が問題としてあるかと言ったときにもう一面、確かにその主体的なそう

いう部分の主体性を持った運動論でいけば、その運動も含めて訴えるという部分は必要でありますけれども、もう一方で、そういう人たちと一緒に共生している一緒にいるその町民の方々の意識、障がいを持っている方々やその家族に対する町民の理解やその障がいに対する意識が町民の中でどれほど育まれているのか、理解されているのか、こういったことというのは、非常に大きな要素としてないのでしょうか。もしかしたらそういうものが、先ほども最初に言いましたけれども、特に、知的、あるいは精神障がいを持って苦しんでおられる方々がなかなか声を発し切れない、ものを言えないという背景に、奥底に、やっぱりそういう町民のそういう何ていいますか、無理解というわけではないのですが、そういう思いが、もしかしてあったとしたら、これは我々が感じる以上にやっぱり敏感に感じているということではないかと思うのです。そういうものをやっぱりどう改善していくのか。あるいは障がい者と共生をするという、今回の第4期の中でも障がい者の個人の尊厳をしっかりと保って地域の中でどう生き生きと生活してもらうかというのが、今回の総合支援法の大きな理念になっていますよね。そういう意味からしても、やっぱり障がい者の人たちの主体性も大事でありますけれども、それを囲む町民、国民、そういう人たちの理解も含めたものをどう自治体としてつくり上げていくのかということについては、自治体は無関係では済まされないのかなというふうに思いますので、その点だけについて、町長の考え方、この点についてだけの町長の考え方を聞いて、この関係の質問は終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おっしゃるとおりだと私自身も理解しております。それは、ノーマライゼーションを実現するために、この町がより福祉的に豊かな町にしていくためのどうしても乗り越えていかなきゃならないことだと思えますし、それは、行政自身の課題であるということはあるかもしれません。

しかし、現実的には、同情や思いやり論だけではこれは乗り越えられない。財政運営をこれから強いていかなければならないということも含めて、多くの町民がその町政のかじ取りや提案に対する理解をしていただかなければ、この問題は乗り切っていけないというのを私は申し上げておまして、福祉が大切で障がいを持った方たちがより身近な地域で生活することに対する異論はありませんし、そのとおりだと思います。

そして、私どもは問題が起きたときに保健師が一つひとつの個々に対しての相談やいろいろなことをやっています。私自身も障がいを持った方たちの家庭訪問を、家庭訪問というよりは、気になっておじゃましたりして、いろいろな状況の中です。そうすると今言った問題ともう一つは、できるだけ家庭の中で自分の自己責任の中で、そういった生活を支援していきたいという考え方もまだまだあります。それらをいろんなかたちで総合的に福祉社会をどう形成していくのかというのは、私は私だけではなくて町民の皆さんにも課せられた課題ではないかと思っておりますので、第3期はそういう思いで、現実にもっとそういった輪を広げていけるように、最終的には、議員の皆さんが団地一決して、私自身に要請していただきたい。ここまで言うと言い過ぎかもしれませんが、私はそういう課題だと思っています。それほど町長にとっても、議員各位一人ひとりにとっても、重大な選択をこの町はしていかなきゃならない時期に来ているというふうにとらえて、私の答弁とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。今、最後に言われたように、やっぱり町民も背負っていると、それをどうつくり上げていくのかというところがやはり行政だけではなく、あるいは町長だけではなく、町の職員だけではなく、町民がやはりこれは背負っていかなくちゃいけないという認識をどうつくるのかというところがやはり一番大事な要になるところなのかというふうに思いましたので、そういう質問をさせていただきました。

それでは、次に、もう1点の質問に移っていきたいと思います。

臨時職員の雇用形態についてであります。

自治体の臨時、非正規の職員が、事実上使用が継続されていると認められる場合には、雇用中断期間があっても健康保険、厚生年金の被保険者資格は継続するものとして取り扱うことが妥当との見解がありますが、次の項目について、町長の考えをお伺いいたします。

1つ、本町の臨時職員の雇用中断期間中の健康保険、厚生年金の被保険者資格はどのような実態になっておられるのか。

2つ目、政府見解にあるように、被保険者資格は再度任用されるまでの空白期間も継続するものとして取り扱うことが妥当と考えておりますが、町長の見解はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「臨時職員の雇用形態」について、2点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

まず、1点目に「本町の臨時職員の雇用中断期間中の健康保険、厚生年金の被保険者資格の実態」について、お尋ねがございました。

健康保険、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者で、事業主との間の事業上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格が喪失することになっております。

本町の臨時職員につきましては、さまざまな雇用形態がございまして、このうち、季節的業務に使用される職種の雇用契約期間は約7カ月、約8カ月、10カ月の3形態があり、雇用契約期間が満了となった場合は、他に就職し社会保険に加入している場合などを除き、次の雇用契約更新までの間は、被保険者としての資格を喪失することになります。

なお、ご質問の中で、雇用中断期間中との表現がございましたが、地方自治法に規定されております「会計年度及びその独立の原則」に基づき、毎年度の予算の中で雇用契約を締結しているのが実態でありますのでご理解を願います。

2点目に「政府見解にあるように被保険者資格は、再度任用されるまでの空白期間も継続する取り扱いが妥当」とのお尋ねがございました。

この政府見解につきましては、本年1月に厚生労働省から示されました「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取り扱い」のことと思いますが、この見解は、事実上の使用関係が中断することなく存続しているかどうかで、被保険者資格の有無を判断するということがポイントでございます。

健康保険法では、2カ月以内の期間を定めて使用される者は適用除外との規定がございしますが、実質的に雇用契約が継続しているような状況にあるにもかかわらず、契約と次の

契約の間を少し空けることで、不適切に適用を逃れている事例などがあり、こうした取り扱いをけん制する意味も含めて、厚生労働省から通知が発出されたものと考えられます。

本町におきましても、11カ月雇用の者がおりますが、異なる月で半月ずつ雇用期間から除いておりますが、政府見解でいうところの実質的使用関係が存続しているものとして、被保険者資格を継続しているところです。

また、季節的業務に従事されている者につきましては、継続して2カ月から約5カ月にわたり、常用的使用関係が消失している状態にあり、被保険者資格を有しているといえないことから、本町が事業主負担をしての健康保険、厚生年金保険を継続することにはならないものと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点か再質問いたしますが、この質問に先立って質問の趣旨といいますか、思いなのですが、本町が臨時職員の方々に対する待遇の面が、他町から見劣っているというふうには決して思っておりません。もう本当に何とかこう待遇も含めて、雇用環境も含めて、少しでもいいようにというかたちで、やっていることについては、十分認識しているつもりであります。

ただ、今回、この健康保険と厚生年金の問題で質問していますが、もう一步踏み込んで、このことと関係することになります。いわゆる通年雇用というかたちがとれないのかどうかという問題にかかわってくるのではないかと考えているところです。

私としては、こういうふうな恒常的な仕事、いわゆる毎日のようなこういう恒常的な仕事というのは、本来、正規職員が担うべきであって、これは原則だと考えています。特に公務労働においても、そういうことから考えれば、今、現在本町の臨時職員の方々、特に専門職、保育士さん並びに幼稚園の指導員というのか、そういう部分、あるいは牧場、あるいは建設、その技能者の方々も含めて、ある意味の専門職的な方々というのは、やはり特に恒常的な仕事という部分も含め、専門性を考えたときに、その持っている経験とか、あるいはその専門性の知識といいますか、技能といいますか、そういったものをどう生かして町民に役立ってもらうかということから考えたら、やはり通年雇用の中で、正規職員というのは、一足飛びに正規職員というのは、本当に難しい。そう思いだけではいかない。特にこれは、国との関係もあって、職員定数の問題だとか、国がいつている集中改革プランのようなものがあって、公務員の定数削減、あるいは交付税の問題等々もありますから、非正規が正規というのは簡単にいかないというのは私も思っていますから、その前段として、待遇という部分で、どう町民に向き合ってもらうか、公務員として、全体の奉仕者としての公務労働のあり方を発揮してもらうために、どうしたらいいのかということから考えたときには、できることがあれば通年雇用、そういった中ではできないのかどうか。その点について、ちょっと今回考えていたところです。そうすることが、結果として、町民のための、いわゆる公務労働としての役割が発揮できることになるのではないかとこのように思いますが、その点も含めて、いかがでしょうか。ちょっとその辺ちょっと考えていただきたいと思うのですが。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 臨時職員の方の雇用の関係につきましては、考え方としまして、まず、それぞれの所管の仕事量ですとか、あるいは行政事業などを考慮した中で雇用させていただいております。

また、一方で、憲法ですとか、労働基準法の中では、労働者の保護ですとか、あるいは使用者としての責務というようなものも規定されておりますけども、その一方で、地方自治法、それから地方公務員法の中で、自治体運営にあたっては、能率的に運営していかなければならないという考え方もございます。

そんなことも踏まえまして、事務事業を円滑に処理するにあたりまして、計画的な処理、合理化、あるいは能率の向上、外部委託の活用などにより、できるだけ地方公共団体の町といいますか、人員増をもたらすことのないようにも一方で努めているというところがございます。人員増を安易に行うことによって、人事行政の硬直化ですとか、行政経費の継続的な肥大化というようなことも招きかねませんので、その点にも留意しながら、臨時職員の方たちも雇用しているという状況になっております。

通年雇用の関係で申し上げますと確かに議員おっしゃるとおりの点もございますけども、先ほど申し上げましたように、それぞれ仕事の量とそれから行政事業等を十分考慮した中で雇用している実態にありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、課長から答弁いただいたわけではありますが、今の本町の実態等についてのご説明だったのですが、そういうこともわかります。理解できますし、臨時職員を採用することが、雇用することがすべて悪いと思っておりませんし、自治体として限られた財政の中で、どうやって職務を町民のためにしてもらおうかということであれば、そういうことも当然、臨時職員という部分もあり得るというのはわかります。

ただ、先ほどから言っていますように、専門的な部分であり、恒常的なそういう仕事である場合については、本当にどうなのかという思いがしているのも事実なんです。特に、これから、幼保一体という方向でもって、そういう現場で仕事をこれから考えなきゃいけない状況があったり、あるいは、住民サービスが本当に今の状況で十分なのかどうかも含めて、仕事の問題であれば、やはりそこら辺も検討されながら、ぜひ、この問題については、検討していただいたほうが臨時職員の方々のある意味の不利益にはならないのかなど。

それともう一つは、先ほどから言っていますように、町民に対する全体のいわゆる町民に対する奉仕者としての職務をどうそういう意識を高めていくかという部分で言っても、そういう待遇改善の中で、発揮してもらえないようにならないのかということでもあります。政府の見解としても、先ほども言いましたけれども、臨時職員のあるいは非常勤職員の再度の任用という問題では、法的に空白期間を設けなくてもいいというのは、昨年3月の総務委員会の中でも、政府の公務員部長という、そういう方の答弁の中でも出ていますので、そういったことも加味したときには、やはりそういうことがいいのかな。検討できないのかなということでもありますので、ぜひ最後の答弁になりますけれども、その辺も含めて、先に向けての考え方を聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんから、ちょっとかいつまんで話をさせていただきます。

今そう言っている政府の考え方以上に、できるだけ公の仕事をコンパクトに下さい。民間にやれるものは民間でやってもらいなさい。そして、指定管理者や委託やあるいは民間に任せるといふことも大事だと。人件費が一定程度を超えていくと交付税等々も含めて、非常なバッシングが出てきていることも事実という状況下であります。ですから、ご存じのとおり近隣で車両と言われている仕事は、直営でやっているのは訓子府町だけです。置戸も北見もみんな民間にやってやっているとするのは現実なわけです。

しかし、私はある意味では、できるだけ速戦的に住民が困っていることに対して不自由を感じないように、他の仕事があるからこっちは後だなんて言われぬようにするためにも直営でやっているということをもまずご理解をいただきたいと思ひます。

その中で、12カ月、牧場にしても今、冬はやっていませんから、牧場の人たちが年間雇用することの必要性といふのは非常に難しい。そしてまた、車両の問題にしても除雪等々を考へていくと、それを年間に雇用していくといふことは難しい。やっぱり10カ月の中でやりくりしていく、牧場と相まってやっていくといふ現実の中で仕事をさせていたでいるといふ状況です。

その中で、例えば民間の私どもの土木作業の車両を持っている民間の企業と私どもの車両の運転をされている方たちの給料を比較しても、決して私は劣ってないと思ひています。それは調査をしていますから明らかだと思ひますけども、その中でも可能な限り、私はずちの職員として、生活がちゃんとしていけるような状況を確認するために、私どもの職員は努力しているつもりでございますので、現実的に10カ月しかないものを12カ月で雇用していくといふことの難しさをこれはご理解いただかなければならぬといふのが、まず1点です。

もう1点です。今、認定こども園ができてまいります。これは教育長に指示しておりますから、幼稚園の事務長も含めて検討しています。今、保育所と幼稚園の壁をなくそうとしています。すべての子どもが等しく最高の環境の中で保育や教育を受けられるようにといふのは、私自身の認定こども園に対する考え方です。

そして、訓子府には7カ所の保育所がありました。今1カ所です。それを解雇しないで支援の必要な子どもたちやそういった人のために厚い保育をやることに心がけてきましたから誰も解雇しないで今まできました。

しかし、同一の仕事をしてながら正職員と臨時職員の賃金の違いや、待遇の違いといふのは、これは明らかでありますから、これを何とかしなきゃならぬといふことですが、今、およそ20数名いる職員を全部、8名の正職員以外の20名を正職員化できるかどうかといふのは無理があります。それで、今やっているのは、この町の認定こども園設置基準等々から照らし合わせて保育士が何人必要なのか。最低限、担任を持っている人たちは正職員化をしていこうじゃないか。とすれば、今8名の正職員、これは副園長も含めてですけども、8名の正職員プラス何人が正職員化していかなくやいけないのか。そして、残る部分については、サブ担任とか、あるいは支援をする立場といふのは、やはり11カ月とか半年等々のそういう短期雇用といふのをやらなければいけない現実といふのは実態であります。

ですから、そういう中で一番いい方法を考へていただきたいといふことで先日も打ち合わせを行いましたし、先生方の意見も聞きながら、少なくとも早ければ平成27年度から



雇用の実態を改善できるようにしていきたいというのは、私自身の考え方でありますので、ご理解をいただきたい。

今年の4月から長年、10数年にわたって365日職員と同じような仕事している者が事務員と称して臨時職員として使わせていただきました。これは何とか改善させていただきたいということで、議会の皆様のご理解をいただいて、今年から正職員にさせていただきましたので、考え方としては、こうした実態を踏まえながら、できるだけ働きやすい環境で、町民の皆様の仕事に付託に応えられるような職員体制をつくっていきたいというのが考え方でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 以上で、私の一般質問をすべて終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午前10時45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次は、8番、河端芳恵君の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、公園・街路樹などの樹木管理の考え方について、町長、教育長に伺います。

東京で街路樹の枝が落ちて子どもに当たり、けがをしたケースがありました。樹木は管理が行き届かないと思いがけない危険をはらんでいます。公園・街路樹などの樹木管理の考え方を伺います。

1、本町にもレクリエーション公園、小学校校庭、中央公園、町民の森、街路樹などがありますが、樹木管理の考え方を伺います。

2、今年は、レクリエーション公園の桜が枯れているのが一部見受けられましたが、木に詳しい樹木医などを配置する考えはありませんか。

3、芝桜は毎年新株を移植しているようですが、経過と今後の見通しは。

4、新たに整備する銀河公園の樹木選定の考え方は。

5、町内にある保存樹木の管理状況及び史跡などの次世代に残す物の見直し整備などの考え方について。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「公園・街路樹などの樹木管理の考え方」について、5点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「公園などの樹木や街路樹の管理の考え方」についてであります。近年の異常気象ともいえる季節はずれの豪雪や強風により、枝が落下する事例が相次いでおり、この対応として、先月の第1回臨時町議会において、危険樹木伐採にかかる補正予算

を提案し、お認めをいただいたところであります。

こうした突発的なものについては、巡回調査や地域からの情報提供を受け、その都度対応しているところではありますが、中でも中央公園や小学校の校庭などにある巨大木については、人の往来も多く、万一、枝が折れたり、倒木した場合には大事故にもつながりますので、昨年、一本一本の樹木について、樹木医に診ていただき、指導・助言をいただいたところでもあります。

この樹木医の診断につきましては、平成10年に正式な委託業務として実施しましたが、こうした中長期的な経過観察が重要であり、不可欠とも言えますので、今後も引き続き樹木医による定期診断を受けるほか、気になる症状を発見した都度、専門業者に診ていただくなど適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを基本に進めていくこととしておりますので、2点目にお尋ねのあった「樹木医を配置するなど」の考えはありませんので、ご理解をいただきたいと思いますが、いずれにしましても、これまで以上に担当者の巡回頻度を上げるなど、樹木の異常の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「芝桜の新株移植による経過と今後の見通し」についてであります。この新株移植については2年目を迎えておりますが、去年は4,300株、今年は8,870株を移植したところでもあります。

今年の苗につきましては、移植時点で満開状態であったため、芝桜まつりの際には花は散ってしまいましたが、去年の苗は順調に育っております。

このことにつきましては、去年の第2回定例会の一般質問の中でお答えしましたが、一昨年から取り組んでいる土壌酸性度の調整による雑草対策や、新株移植後に補植用苗を株分けするなどの取り組みを検討していることから、来年度までお時間をいただき、今後の方針を決定したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、4点目の「新たに整備する銀河公園の樹木選定」についてであります。基本的には現公園内にある樹木の移植を基本に進めることとしており、将来にわたっては巨木化・危険木化しないよう適切な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、5点目の「町内にある保存樹木の管理状況及び史跡などの次世代に残すものの見直し整備などの考えは」というお尋ねについては、教育委員会所管の内容ですが、私のほうからお答えをします。

現在、町内の保存樹木は、訓子府小学校のハルニレなど13カ所に24本の歴史ある樹木が指定されております。

保存樹木の指定は、昭和60年以降に「原生木のまま残されているもの」、「由緒由来のあるもの」、「住民に親しまれているもの」、「町内に唯一のもの、又は珍しいもの」の中から所有者または権利者の同意を得て、教育委員会が指定し、管理は、所有者等により大切に保存されており、教育委員会では定期的に巡回確認し、保存樹木に異常があれば、所有者等と相談しながら管理に努めております。

また、史跡については、元町にある駅通所跡や閉校した学校跡地など町内12カ所に、地域の重要な旧跡についての概要を記した「史跡標示板」を設置しております。

今後も所有者等の協力により適正な管理に努め、新たな保存樹木の指定や史跡標示板の

設置などについては、開基120年の節目の年に合わせて、後世に伝え残したいものを調査整理し、総合的に検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今年は大変な雪が多かったせいか、公園や街路樹のあちこちで枝が折れて高い上のほうに引っかかっているものも多く見受けられます。それは、レク公園も小学校も中学校のところもすべてのほとんどの公園・街路樹の中でそういうものが見受けられます。それで、そういうものの管理です。春に危険なところを伐採したと、春の時点で気が付かなかったものが新芽が吹き出したりして、ああ、あんな高いところに枯れた枝が引っかかっているとか、そういうものも今、新たにわかっているものもあると思いますが、そういうことの処置について、これは1カ所とかということではなくて、あらゆるところにあります。それをどのように進めていきますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、重い雪で折れた枝の関係のお尋ねをいただきました。今年で言いますと、4月に入ってからの雪で補正予算を組ませていただいた分もあるんですけども、去年の段階から、そういった重い雪が降るようになってきたということもあって、樹種にもよるんですけども、やっぱりいったん重みで曲がってきたというか、垂れ下がってきた枝というのは元に戻らない。そうすると今年の春のような、また重い雪が降ったときには、完全に折れてしまうということでございます。基本的には、この春にも、今月に入ってからでしょうか、ひと通り公園の中ですとか、あるいは学校の周りの木も伐採をさせていただきました。中には、それこそ議員おっしゃるとおり枯れてからでないとわからない部分もあるんですけども、発見の都度、やはり枝が落ちてきたら大変なことになりますので、わかり次第、対処させていただいているというのが現状でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 思いがけないほどあちこちにありますので、これは街路樹とか、レクリエーション公園は建設課、それと中央公園、学校関係は教育委員会、両方にまたがるところに相当数ちょこちょこありますので、適正な管理をお願いしたいと思います。

また、街路樹でいきますと末広線ですね。あそこに街路樹がありますが、街路樹が光ケーブル、電話線、電線何かにもかかっているのが相当数あります。もし風が吹いたり何かして木が倒れたりすると、そういうものの被害も相当数考えられるんじゃないかと思いますが、ああいう街路樹等の管理というのは、どのようになっていますか。

それと中学校の西側の大きな松の木、プラタナスなども電話線か光ケーブルかわかりませんが、ああいうところはかなり引っかかっているのがありますが、そういうものの管理とか、何かあったときはどのようなかたちになりますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 3点ほどお尋ねをいただきました。まず、学校と公園という課にまたがった樹木の適正管理ということでございます。

今回6月に入ってからの枝落としもそうなんですけれども、教育委員会のほうと連携を取りながら、やる時には一斉にやったほうが経費的にも安く済みますので、お互い情報交換をしながらやっているということで、ご理解いただきたいと思います。

それと末広線の街路樹の関係ですけれども、これについては、5月に補正予算のご決定をいただきましたので、もう既に発注済みでございまして、これからの伐採になろうかと思えます。

それと中学校の西側の樹木ですとか、それ以外にも電線にかかっているもの、あるいは電話柱の電線にかかっているものとか、いろいろあるんですけども、基本的に北電の電線にかかるものについては、北電のほうに要請して、枝落としをしてもらっている。こちらの方では一切手をかけられない。万一何かあったら大変だということでございます。

それとあとNTT関連の通信線ですか、そういったものにつきましては、基本的にかかった都度、連絡をしているんですけども、基本的にNTTさんのほうでは、枝落としはしないということだそうでございます。

そういったこともありまして、必要なものについては、こちらのほうで切っているんですけども、当然ながら毎冬に除雪のシーズン前に枝が支障になるケースが出ていますので、そういった際に、こういう電線にかかっているもの等も含めて、一緒に枝打ちをさせていただいている。NTTの電線については、そういうことで進めているところであります。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 北電の場合は、連絡すれば、北電が切るということで、NTTの場合は、こちらで電話線なりケーブル線を切らないように、こちら町側で管理者側で管理をしなければいけないということでしょうか、ちょっとそこ確認。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 北電の電線については、万一、事故があった時のことも考えて大変ですので、責任を持って北電のほうでやっていただいているということです。通報だけさせていただいている。

NTTに関しましては、NTTさんともいろいろ話したんですけども、基本的にそんなに簡単に切れませんからということでございます。切れた時には、即NTTが対応するということであります。ただ当然、切れてしまっただけでは、また大変ですので、そういった支障ある箇所については極力、町のほうで実施させていただく。町道にかかるものであれば、民有林であれば、民間の所有者の方が基本的には、第一義的には、枝打ちなり、伐採をするというのが基本ということでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 木の成長というのは、思いがけなく早かったりして、当初、生垣で目隠しで植えていたものが、いつの間にか大木になったりとか、木の管理というのは、適切にできなかったらとんでもない、最初の目的が何だったのかわからないような状態になります。中学校側の西側にあります大きな木、最初は生垣的なことで、ボールなどが飛ばないように考えていたのかもしれませんが、今はかなり高いし、下のほうは枝がないし、ちょっと日陰になったり、いろんなことで、近辺の方からいろんなお話もあったかと思いますが、今一度その辺の検討ですか、それについては、どのように対処されますか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 議員おっしゃるとおり西側の中学校の木については、かなり日陰になるという部分と、あと今年は松の花粉がすごかったんですけども、その関係もありまして、結構沿線の方から苦情が出ています。それでこれについては、我々もその電線

も含めて気にはなっていたんですけども、来年の予算の計上の際に、ちょっと内部で協議をしたい。枝払いですね、切るという意味じゃなくて、枝払いですとか、そういうことについては、協議をしていきたいというふうには考えています。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 最初の目的で、どのような目的で植えられたのかというのが、今はその目的をきっと達してないのかなって、木の場合、本当に成長早いですし、いろんなコンセプトを持って植えているものが、途中の管理何かをきちんとしなかったら、思いがけないような方向にいったりしてしまいますが、例えば日陰をつくるため、例えば、今の中学校のところでいいますとボールが飛んでいかないとか、そういうようなことで、あそこもプラタナスと松の木と両方はありますし、それで難しいのは、街路樹なり、樹木、公園なりの樹木を植えるときに、10年後、20年後、それをどのようなかたちで管理していくのかという、その辺がきちんとなっていないとなかなか難しいことになるなということなんですが、あそこは今、中学のことでいいますと、ボール何かが道路のほうに出ていかないとか、そういうようなバックネット的なフェンス的な意味もあったのかと思いますが、今はもうかなり高いところまで枝ありませんし、その意味はないですし、日陰とかそういうことなのかと思いますけど、その辺、地域の方もいろんな、当初と違う方向で樹木が大きくなっておりますので、そういうことも含めて、適切な管理をしていただきたいと思います。

来年度というのは、枝を切るというようなかたちですか。例えば、あそこの場合でしたら、球が道路のほうに行かないように簡単なフェンスにするとか、そういうような考え方はありませんか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 木について、多分当初は球よけというか、そういった意味合いもあったのかというふうに思いますし、今もおそらくあれを例えばの話、全部切っちゃったら、かなりの頻度で出てくるので、例えばそれによってフェンス何かつくったらどうだろうかなんていう話は、内部ではしたことがあるんですが、あれを例えば野球が出てこないようなフェンスをあそこに設置するとなると莫大な費用がかかってくると思います。それで今回、まだ町部局とも検討はしていませんけども、今我々で話しているのは、今ある木のある程度の枝を払う程度の予算措置を計上したいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今回いろんな声があって、ちょっと思ったんですけど、神社の境内は、特別な指定を受けておりますが、神社環境緑地保護地域地区ということで、道の認定を受けていますが、地域については、管理はどのようなかたちになっておりますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 神社の境内の話がありましたけれども、神社の分については、基本的に神社が管理すべきもの。ただ確かあれ道のほうに何か指定している樹木の中にはあるということでございます。ただ管理はあくまでも所有者ということで、ご理解いただきたいと思います。当然ながら、公園の中にもそういった保存木もありますので、それは町が管理しているということです。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ちょうどあそこの川から神社側と町側というふうに中央公園の場合分かれているのかと思って見ましたら道の指定があって、1haが道の指定の地域になっていましたので、管理何かも町が、神社がということですね、はい。

それで木はどんどん大きくなっておりますし、樹木の管理については、いろんな課をまたぐことが多いので、それぞれの課で連絡を取り合いながら、適切な管理をお願いしたいと思います。

桜の件でいいますと、芝桜はちょっと元気がないですけど、レクリエーション公園の桜が、このごろ大分一つの名所となって、いろんな方が見えています。今年、桜シーズン、上常呂に寄ったあとに、じゃあ訓子府どんなのかなと思って寄って見たんですけど、結構立ち枯れ、部分的な立ち枯れとかいろんなことがあります。それで一部枯れたところを切ったりとか、新しく植えたりもしておりますが、木の切った後の処理、例えば腐敗菌が入らないような処理だとか、いろんな木に詳しい方のご意見を聞いて適切に管理するとか、樹木医とか、桜守みたいな特に指定する考えはないというお考えですけど、今、例えば枯れたところ切ったりとか、そういうような処理については、切りっ放しとか、その辺、十分な配慮されているのか。ことわざに「桜切る馬鹿梅切らぬ馬鹿」というのがあるんですけど、いろんな松前とか弘前とかいろんなところを見ますと桜もきちんと剪定されて傷口にきちんと腐敗菌が入らないような処理をされたり、いろんな管理をされて、木に詳しい方がいます。それで今、桜の件でいいますと、かなり立ち枯れしたりしていますし、花終わったらお礼肥とか、そういうような管理はきちんとされているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 桜につきましては、レク公園ばかりでなくて、通常の道路ですとか団地の中にも一部あるところもございますので、全体的に言えることなんですけれども、基本的に枯れているからということだけで、うちのほうの担当者が行って伐採するということはやっておりません。必ず時期、当然時期を見ながら、その際には、専門業者さんの助言をいただきながら対応しているということで、ご理解いただきたいと思います。

それと先ほどの街路樹等の適切な管理ということでございます。議員おっしゃるとおり非常に成長が早い、特に、松の関係は、成長が早いということもございまして、今回こういった重い雪による枝折れだとか、そういったのを目にしますとやはり適切な管理ということが必要だということを痛感いたしましたので、計画的に枝打ち、剪定等を進めていくということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 木は一度植えるとなかなか管理が難しいので、それで今、銀河公園に新しく公園ができ、鉄道跡地の今これから造成になりますが、何をコンセプトにするか。あそこの木の中にテープが貼ってあって、あっこれが移設するんだなというのがわかりますけども、日陰をつくる空間だとか、花を見るとか、その辺一度植えたら成長が早いですし、どのようなことを目指すのかという、その辺もう一度、具体的に考え方を伺います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 銀河公園の樹木の関係でございますけれども、町長の答弁の

中でも申しておりましたけれども、銀河公園につきましては、基本的に今ある公園の樹木、公園内の樹木を移設するという考え方で進んでございます。当然ながら種類のには全部で254株ほどございますので、それをそのうち83株は移植していくということで考えてございます。当然、日陰のこともございますし、また通常の緑化とか、あるいはツツジも結構ございますので、そういった花を見るといった部分もあるかと思えます。基本的には、大きくなるということを前提に考えますと、先ほど言いましたように計画的に剪定をして、しっかり管理していくということが基本になるかと思えますので、この辺はもうまた今までと同じようなことにならないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 訓子府町の花木というのが一応制定されておりますが、それにちなんだものというのは、あまり見受けられなくなって、今出てきているもの、植えられているものは、新しい今まで地元になかった、この辺になかったようなものが、あちこちに植えられているような気もいたします。町の花木として制定されておりますので、それはやはり長い年月を得て、それなりにこの地域に根差したものだということで、この花木は制定されたと思えます。そういうことも少し考慮していただければいいかと思えます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 今の銀河公園の関係で申しますと例えば、オンコについては3株ございます。そして、エゾムラサキツツジが35株ということで、公園なので、それだけしかない木というのも、またちょっとつまらないという気もいたしますので、そういった経過から、いろんなトウヒ、サクラ、ナナカマド、ニオイヒバ、エゾノコリンゴ、ハイマツとか、まだほかにいっぱいあるんですけども、いろんな木々を植えて季節の移り変わりもまた感じていただけるような、公園にできればということで考えてございます。中には紅葉のきれいになるイタヤカエデなんかもちょうと大きいものも1本用意してみたいということで、季節感を味わえるような公園にもしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私も昔はあまり考えなかったんですけど、年とともに木だとか自然に対する見方というのが変わってきました。やはり親しみを持つようになりました。銀河公園もいろいろな年代の方が憩えるような公園にしていきたいと思えますので、期待しております。

保存樹木のことについて、伺います。

年間、所有者に対して今5万円で管理を委託されて、保存樹木、昔こういうものがあって、訓子府にどのような文化財がある、また、こういう昔からの原生木があるとか、そういうものがあって、保存樹木をその所有者の方に依頼して管理などをお願いしていると思えますが、今、保存樹木の管理、先ほどの答えの中にもありましたが、これから、もし残すようなもの、そういうものが何かありますか。今の状況、今何本でしたか。教育委員会のほうで巡回して、保存樹木のご家庭に行ってお話しているということですが、それとこれからもし、あの木は残しておかなきゃいけないとか、そういうものが新たにあるかどうか伺います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本正徳君） ただいま、ご質問ありました所有者の管理の関係の部分なんですけれども、基本的には、個人の所有物ということで、個人の所有者に管理をしていただいております。それにつきまして、管理の謝礼としては、年間5千円ということで支払っております。

今後、新たな樹木等の指定等はないのかというご質問だと思いますけども、これにつきましては、教育委員会のほうでも樹木等について、古いものとかちょっとわかりかねる部分もありますので、いろいろ町民の方の情報等もいただきながら、今後120年の節目の年にあわせて、いろいろ調査、樹木の整理等もいたしまして、文化財審議委員会等のご意見を伺いながら総合的に検討していきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私も今120年に向けて今改めて残さなきゃいけないもの、木だけでなく史跡なり、文化財、そういうものをきちんと次の世代に伝えていかなきゃならないものがあるのかな、それが今まであるものがどうなっているか、また、それをどのように整備していくかということだと思いますが、今、この文化財マップにありますいろんなところの跡、その管理は、かなりなくなっているところもあつたりしていると思いますけど、それをどのように管理するなり、考えているか伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 120年を節目として、いろいろなこと文化財にかかわる部分を残していきたいということは、まさしく議員がおっしゃるとおりだと思っております。先ほど今、議員がお持ちのこの文化財マップは大分昔につくられて、その後、今時点でなくなっている部分もあるかも、新たな部分では歴史館ができたりというものもありますので、保存樹木や史跡については、ふるさとの資源だという位置づけもありますので、それらも含めまして、これらの資源を保存継承していくために120年の節目に向けて、いろいろな方のご意見を伺いながら、総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） きっとこういう文化財だけでなく、今、先日も100歳になられる方が亡くなりました。訓子府の昔を知る方たちからの聞き取りなり、映像化して残す。今、歴史館にもいろいろな資料がたくさんありますが、ただ展示というだけでなく、これはどのように使ったとか、いろんなことを映像化して残さなかったら、今しかないと思うんです。どんどん皆さん高齢化してお亡くなりになったりしていますので、そういう意味で、訓子府のいろいろなものを映像化して残すなり、それは120年に向けて今きちんと伝えていかなきゃならないものをきちんと精査して今やっていただきたいと思っております。いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに、文化財といえば、無形とか有形とか形にあるものないものも含めて、それを後世に残していくことが大切なものだと思いますので、それらの意見を踏まえながら、今後に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。



○8番（河端芳恵君） 町長は、いつもレクリエーション公園、末広線を通りながら、毎日通勤されておりますので、樹木なり、公園に関する思い入れ等、こういうふうにしなきゃいけないというようなお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、史跡標示板と保存樹木、保存樹の指定樹木については24本、それから史跡標示板については、12カ所等は、これは120年を期して見直しといたしましょうか、追加あるいは標示が不明確なもの等についてのやり直しも含めてやらなきゃいけない。そして、あれが指定されたのは、昭和60年代のことですから、もう既にかかりの時間がたっておりますので、改めて保存する価値があるのかないのか、あるいはまた新たにそういったものがあるのかないのかということも教育委員会のほうを中心にしながら120年を期して見直すということではないかと思えます。

それから、私自身は、レクリエーション公園の隣接したところに住んでおりますから、桜の傷み具合や、あるいは芝桜のどういう状況なのかというのは、毎日見たりしておりますので、できるだけこれらについても、町民の皆さんが憩いの場として楽しまれるような、少しずつでもいいから改善しながらよいものをつくっていかうということで、努力しているところでございます。

桜について言うと町制施行60周年のときに西側の斜面のほうを少しライオンズ等のご協力を得ながらやったわけですけれども、これらも含めて、1つは開基120年というのは、節目の年になるのではないのかというふうに思っております。

それから、中学校の話が出ておりました。単なるボールよけかなという感じもしているんですけれども、おそらく、認定こども園のときも、いろいろな完成予想図、平面なんか見ていると必ず樹木によって環境の整備の中の1つとして、樹木を植えるということもありますから、それが20年、30年、50年たって日陰になったり、あるいはいろんな障害が出てくるということ。じゃああれを単純に切っていいかということではいきませんと非常に難しい問題があります。町内には随所にいわれのある樹木があるようですし、それらの管理は、地元の人には切るべきだと言いますが、やっぱり歴史的にどうなのかというそういう意味での調整が非常に難しい問題でありますので、慎重を期しながら、議員のいろんな提案がございましたことも参考にさせていただきながら、前へ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私たち差し当たって何かつくるときに当座の体裁を考えがちですが、10年、20年、これからどのようなかたちになるかということもしっかり踏まえたことをしていかなきゃいけないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問にいきます。

こども園整備の考え方について、町長と教育長に伺います。平成28年4月の開園を目指して、こども園の概要（青写真）がプロポーザル方式で多くの人声を聞いて決まりました。

開園に先駆けて整備しなければならないことがあると思えますので伺います。

- 1、来年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」への対応は。
- 2、教諭、保育士、臨時保育士などの職員の身分・待遇の条件整備をどのように進めて

いきますか。

3、「認定こども園」と現制度の違いはどのようなものでしょうか。

4、第2子、第3子などの保育料をより軽減化するなどの考えはありませんか。

5、これからの財政出費の見込み及び財政負担にかかる「愛町債」のような考えはありませんか。

6、「子育てのまち訓子府」をアピールして若年者に移住してもらうような考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、こども園整備の考え方について、ご質問いただきましたが、1点目から4点目までにつきましては、私からお答えし、5点目と6点目については、町長からお答えをいたします。

まず、1点目の「来年度から実施される『子ども・子育て新制度』への対応は」とのお尋ねでございますが、子ども・子育て支援制度は、次世代育成支援対策推進法に基づく制度の次の制度であり、前制度の次世代育成支援対策では、急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するための計画でありましたが、新制度の子ども・子育て支援制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」と「子育て支援の充実」、「待機児童の解消あるいは地域の多様な保育ニーズへの対応」などを目指しており、市町村が実施主体となり事業を推進していくこととなります。

新制度への移行に先立って本町においては、国が定める「基本指針」に基づいて、地域の保育需要等を踏まえた5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしております。

現在、新制度に関する事業計画の意見を聞くために、保護者や子育てにかかわる関係者で構成する「訓子府町子ども子育て会議」を設置し、子育て支援に関する町民のニーズなどを把握し、保育の必要量及び保育方法、子育て支援に関する必要量などの内容を盛り込み、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などのご意見を聞きながら、事業計画の策定を進めているところです。

本計画については、子育てに関する総合的な計画でありますので、関係機関との連携を図りながら十分に協議し、制度の実施にあたっては、保護者などのニーズを踏まえながら、子育て支援の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。次に、2点目の「教諭、保育士、臨時保育士などの職員の身分・待遇の条件整備をどのように進めていくか」とのお尋ねについてお答えをいたします。幼保一体化施設であるこども園では、子どもの立場に立った質の高い幼児教育と保育の提供が求められ、施設面等の配慮・工夫を行い、また、幼児教育と保育を担う職員の体制づくりや、資質向上、連携強化に向けた取り組みが必要であります。新制度では保育教諭の処遇・待遇の改善とあわせ教育・保育の質の向上を目指すこととされており、現在、こども園につきましては、施設面と運営面の両方の観点から検討しているところでございます。

職員配置につきましては、こども園が行うサービス内容や運営などを踏まえ、子どもの数や支援を必要とする子どもの数などを配慮した職員の体制づくりに努めてまいります。

保育士の資質向上と連携という面では、子ども及び保護者との信頼関係が不可欠なもの

と考えており、施設間で職員相互に見学・体験するなどの保育実践研修や園内研修、合同研修を行うことで、幼稚園・保育園両方の理解を深め、より一体的な教育・保育を行うことも園の開園に向けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の「『認定こども園』と現制度との違いについて」のお尋ねでございますが、現在の制度では幼稚園では3歳から就学前までの幼児に対して学校教育を行い、保育所では0歳から就学前の保護者の就労などにより家庭で保育ができない子どもの保育を目的としており、運営基準や職員の資格の違い、文部科学省と厚生労働省の所管の違いがあり、就学前の教育と保育に分かれている施設となっております。

これに対して認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを生かしながら、その両方の役割を果たす新たな施設であり、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設であります。

認定こども園制度は、就学前の子どもに対する教育及び保育と保護者に対する子育て支援を総合的に提供する仕組みとして、平成18年度からはじまっており、新制度では、近年の急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応し、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保や小学校教育との円滑な連続性に配慮することとしております。

特に、認定こども園では、学級活動が基本となる満3歳以上と、満3歳未満児の子どもが同じ施設内で活動することから、0歳児から5歳児までの幅の広い異年齢交流が行われ、就学前までの発達を見通した子育て、保育が展開されるものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の「第2子、第3子などの保育料をより軽減化するなどの考えは」についてのお尋ねでございますが、本町の保育料については、国の基準とほぼ同様の所得税等の階層区分により保育料のご負担をいただいているところでございます。保育料は全体的に基準額よりも低い設定をしており、入園しやすい環境を整えてきたところでございます。

また、就学前の幼稚園・保育園の保育料の軽減については、国からの指導に基づき、第2子を2分の1、第3子を無料とする保育料の軽減化を図っております。

国においては、子ども・子育て新制度が始まる平成27年度に保育料の見直しが検討されていることから、本町におきましても平成28年度のこども園開設に向けて、保育内容や運営の検討とあわせ、保育料についても、近隣、あるいは道内の市町村の保育料低減化の状況を見極めながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 5点目、6点目は、私からお答えをさせていただきます。

まず、5点目の「これからの財政出費の見込みと財政負担にかかる『愛町債』のような考えは」とのお尋ねでございます。

子ども園整備は大型の投資的事業でありまして、建設単価につきましても、震災復興需要、建設人員不足や資材価格の値上がりなどで増高していることもあり投資額は明確ではありませんが、私が就任以来の最も大きな投資事業となることが見込まれております。

一方では、持続可能な財政運営のため財源対策が重要であり、補助金をはじめとした特定財源、特定目的基金の繰り入れや公債の借り入れなどを検討し、世代間の負担の均衡や

後年度の財政運営に影響が少なくなるよう計画してまいりたいと考えています。

また、議員ご提案の「愛町債」につきましては、住民参加型の市場公募地方債と思われませんが、広く住民の方に投資家として「こども園」建設事業に参加していただくことや町政全体に関心を持っていただくきっかけとしては大きな意義があると感じていますが、地域の投資環境の醸成、募集範囲の設定や現在までの借入公債のほとんどが財政投融资資金をはじめとした政府系の資金であり、後年度負担も十分考慮した中で借入れを起す必要があることなどから、今後も安全で確実な資金調達に努めてまいりたいと考えています。

6点目の「『子育てのまち訓子府』をアピールして若年者に移住してもらうような考えは」とのお尋ねでございますが、私の政策の7つの柱の1つである「子どもたちが元気に育ち、『笑顔あふれるまち』をつくります」の政策達成に向けて周産期対策、乳幼児対策、就学前対策や学校教育対策など各種の施策に積極的に取り組んでいるところでございます。

そういった意味からは、議員が言われるとおりの若年者に移住していただけるよう「子育てのまち訓子府」のアピールに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今いろいろお答えをいただきましたが、特に、先ほど工藤議員のほうからもありましたが臨時職員の身分についてです。特に、幼稚園・保育園の場合は、正職員、臨時職員、また、パート、短期の方とか、いろいろな身分の方が混在して働いております。それで新しいこども園に向けて、やはりこの辺の責任と身分、待遇を改善していかなければ、見直していかなきゃならないことが多々あるのかなと思いますので、それに向けての考え方と、それと時間がないので、第2子、第3子の保育料減免の件です。これは前にも伺いましたが、国は、第2子、半分、第3子、無料というのは、保育園の中で、保育園・幼稚園の中での話です。これは上の子が小学校、中学校にいる場合は、第3子であっても関係ありません。その制度がどうなのかな、年で子どもを産んでいる方にとっては大変いいことかもしれませんが、年が離れていたりすると、この制度を利用できません。それで、いろいろな問題点があって、いろんな町でもこのことについて、第2子、第3子は、入園というだけでなく、学校、例えば18歳とか、そういうような設定もしているところもあるようです。それは国の指針と別に町の方針として、施策としてやっていけることだと思いますので、それも考慮していただきたいと思います。

職員の身分・待遇と保育料の減免について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間ありませんから、私のほうから答えさせていただきます。

まず、正職員と臨時職員のことについて、先ほど工藤議員のときに答弁をさせていただきましたとおりであります。子どもたちを中心にすえながら、より子どもたちにとって素敵な保育環境が実現できるような人事体制を今、教育委員会を中心として検討しているところでございますので、これらの要望に対して、どこまで答えられるのかということをご精査しながら最終的に決めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、保育料の問題であります。今、答弁で申し上げましたとおり、認定こども園の保育料については、27年度を目途に国は方針を定めようとしておりますので、これは推移を見守りたいと思います。全国的にいろいろな状況を見ていますと幼稚園、保育園の保

育料の無料から、政府でいっている階層区分にあった保育料設定しているところ、さまざまでございます。すなわちそれは、幼児教育というのは、義務教育ではありませんので、原則的には有償ということが原則であります。後は自治体の裁量をもって、それは無償にするのか、国の言うとおりの第1子、全額、第2子、2分の1、第3子、ゼロ、そして状況によっては、子どもたち、少なくとも小学生までの子どもも含めた、1子にするのか、2子にするのかということは、市町村の裁量でございますので、ここは今後検討しながら現実に提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 町外に転出された方たちにお会いすると「訓子府はよかった」、「子どもを育てるのにこんないい環境はなかった」、「よその町に転出されてつくづく感じた」というお声をよく聞きます。若い人が子育てするなら訓子府、今、子育て支援センターも児童センターも、訓子府は本当に子育てするのに最高の環境だと思いますので、若い人が「子どもを産んで育てるなら訓子府」そういうふうに見える環境だと実際に思います。それをもっとPRして、若い方に住んでもらうような工夫を努力をしていきたいと思えます。やはり自分の住んでいる町の良さというのは、なかなか目に見えないですけど、外に出てようやくわかるということも多々あると思えます。私たち町民が自分たちの町はこんないい町だと思って、いろんな発信をしていかなきゃならないとは思いますが、子育てのまち訓子府宣言みたいなかたちで進めていくような考えはありませんか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現時点では、姿勢としては、私もそのつもりで仕事をしておりますので、特定に子ども子育て宣言のまちというのは、現時点ではありません。健康のまち、福祉のまち、あるいはスポーツのまち、いろいろなことの要請があることも事実でございますので、それらをトータルとして、町民にやさしいまちづくりをこれからも推進していきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、河端芳恵君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### ◎日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は、終了いたしました。会議時間は相当残っております。

議会運営委員長から委員会では報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次、日程を繰り上げて審議するとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで昼食のため、会議を閉じたいと思いますけれども、午後1時からご参集願います。  
ご苦勞様でございました。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号  
議案第30号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号の各案について、質疑、討論、採決をいたします。

まず、最初に、議案第25号の質疑を許します。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。ページ、8ページ、農地・水保全管理事業の中で、関連でお伺いしたいんですけども、今回、新制度に変わった途端に大きな事故が起きたということで、その中身的に状況わかっているならば、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 事故の内容、今、手元に詳しい資料を持っておりませんので、今覚えていることで説明させていただきたいと思えます。

6月15日、9時半から10時半の間でオカノ川の草刈り等、それから多分、雪害による倒木みたいなかたちで倒れている木を切断していたと。それは、チェーンソーによって切断していたということで聞いております。その切断をけがされた方がチェーンソーを持ってやって、写真を見てる限りでは、半分ぐらいまで切った段階で、その木が突然裂けた。裂けた木が多分頭に当たったのではなかろうかというような話で聞いております。多分実践会で皆さん20人ぐらいでやっていると話聞いておりますので、実践会共同作業ということをやっていたということで、通報が消防署のほうにいったと。それで救急車が来て病院のほうにさがったということで聞いております。

あとそれにかかわる対処ということで、私のほうは、ちょうど日曜日に庁舎にいましたので、駆けつけた総務課の職員から事情を聞きまして、即座に関係する保全会の役員であります実践会の会長さんの方に1軒1軒電話をさせていただいて、状況がこういう状況なので、既に何件か草刈りをやっている組織があったみたいですので、それも含めて、十分安全には配慮してやっていただきたいということで、まずその日は連絡を含めて終わらせていただいています。いろいろ内容を聞きますと、かなり状態が悪いという話を聞きましたので、即座に月曜日にそれぞれの実践会長さんに集まっていただいて、時間が1時半に集まっていただいて、今後の安全強化対策ということで協議をさせていただいて、指導・

助言する立場にあります役場のほうから、基本的に今回の事故の概要とそれから今後の作業含めて、安全対策という部分で協議をさせていただいて、1個ずつ確か10何項目かあったと思うんですけども、最終的に協議させていただいて、その中で、実践会のほうから木はどうしても切りたいというような話を受けましたので、切る場合については、それぞれチェーンソーについては、講習会があるみたいですので、講習の受講者、もしくは講習を受けてる方から指導を受けた方も含めて、きちんと理解されてやっていただきたいということで、どうしても皆さんのほうからチェーンソーだけは今後含めて使いたいという話を受けましたので、それを受けて火曜日、JAのファクスをお借りしまして、組合員の方、全員にチェーンソーでの倒木の処理、それから土木作業については、必ずヘルメット着用というような周知をしております。

それといろんな部分で今回の事業については、危険が伴いますので、いろいろ配置し過ぎますと、逆に増えるというようなこともありますので、特に、付け加えたのは、もう1点、それぞれモアー、法面とか道路の草刈りありますので、そういう部分については、前後の車両を必ず配置するというので、3点ほど保全会で決まった内容をJAのファクスをお借りして周知したというところであります。

また、それ以外でも今後の対策として、安全対策、1年間の計画も含めて話し合っ保全会で決めていただいたところであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。この事業は、まだこれから継続していく大きな事業だと思えますから、我々も今までいろんなチェーンソーやら草刈りやら使っていたということで、今度は今まで以上に地域の美化等々含めて、こういう事業が増えてくるといことから考えるとどうなんですか、こういうものは、ここの場で話すことかどうかは別にして、団体でそういう災害の共済等の対応をしなくていいのかなというような感じもするんですが、この点については、話し合われたというようなことはないんですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） この事業については、説明で何回もさせていただいてるとおり必ず傷害保険に入っていたとお願いをしております。その月曜日の会議でも再確認をさせていただいて、その中の1番目に傷害保険の加入ということで、この事業をやるためには必ず入っていただかないとだめだと。その内容、詳しい金額含めてわかりませんが、額的には小額な金額でありますので、これも事業が始まる前に、保険の話もさせていただいて、万が一の場合は、多分このぐらいだと。入院した場合はこのぐらいだということで、大きな事故についてあった場合は、補えるような保険ではありませんので、十分注意してやっていただきたいという説明はしたというふうに私は記憶しておりますので、そういうことも踏まえて、再確認の意味で今回は傷害保険、必ず加入してくださいと、加入しないということは大変になりますということで、月曜日の会議に説明をしております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。今の多面的機能支払交付金について、お伺いします。今年度からはじまったもので、これ全町に向けてということで、何組の協議会ができて、それぞれの人数、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 実践会でありますので、18実践会が1つのまとまりになって、正式名称は、訓子府町広域環境資源保全会ということで組織をつくらせていただいております。その中の下部組織というか、それぞれの地域割ということで、実践会を1つずつ配置させていただいております。

人数ですけども、一応、実践会の役員名簿から世帯数で申し分けないんですけど、600ちょっとというふうに認識しております。世帯数ですね。ですので、それにかかわる婦人の方とか息子さんとか人数ありますので、2千人はいくんじゃないかと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 11ページのこども園費のことでお伺いいたします。今ここで委託料、実施設計業務で4千万円あがっておりますが、今後考えられる事業費、取り壊しなども含めて、およその見込みをお知らせください。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書11ページのこども園建設工事実施設計業務の委託料に関連してのお尋ねをいただきました。

今回、グリーンニューディール基金事業分と、それと建設工事分をあわせて4,064万1千円の補正ということでございます。

今後の見込みなんですけれども、具体的には、今後現場の声も聞きながら設計の具体的なものについて詰めてきますから、その上で積み上げた金額が出てこないと正直言って額は確定できないんですけれども、ただプロポーザルやるときの条件としては、総額で8億円を目標に提案いただきたいということでは申し上げております。

ただ、現状では、労務単価ですとか、あるいは資材単価が予想以上に上がっているという現状もありますので、事業費については、現時点でちょっと申し上げれる状況にないということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） この件に関して、もう一度お伺いいたします。プロポーザルの時点で、自然エネルギーを取り入れるということで、建物とそれからエネルギー関係のということで、業者側に示していたと思うのですが、その総額、今のこれからの状況で変わることはあるとは思いますが、一応こども園建設に関して、このぐらいはかかるということ町民の方にもある程度お知らせすべきことなのかなとも思いましたので、あえて、取り壊しだとか、その辺も含めて、こども園にかかる総額の見込みというのを今わかる範囲内でお願いたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは全員協議会でも質問出たことであります。私どもとしては、プロポーザルの1つの条件として、総額で8億円、建設費6億円の、1億円は燃料関係と



いうか、エネルギー関係、1億円は外構等々を含めて8億円であります。ですから、これが実施設計の中でどうかたちで積算されてくるかというのは、今後のつめ方だと思います。

それから、近々の状況で言いますと津別、同じように認定こども園やっていますけども予定価格では落札できない。それから置戸の今、水道の配水地、これもコンクリートの枠をつくる業者が見当たらないということで、入札執行できないという状況が全道的に今起きていますので、それでうちの建設課長のほうでは慎重な発言をしていますけども、現時点では、予算総額として8億円と言わざるを得ない。今後それらの状況を見極めながら、いずれかの機会に予算提示を町民の皆さんにしていかなきゃならないということですけども、大枠としては8億円ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。8ページをお願いいたします。上段の農業振興費の件につきまして、これも全員協議会の中で、いわゆる説明のありました農産物の輸送促進事業費の負担金の件であります。大変内容としては、ある程度詳しく内容は載っておりますけれども、以前に道新でかなり詳しく出た経緯がございます。それを見ながら、この間の協議会の話をついていたんですけども、とりあえずは石北線の行方に危機感、将来とも保障されたものではないけれども、12年度から2年間の延期を終えて、廃止であったのが何とか息がつかない経過がございます。その後のことで、行政としては、いろいろ市長、町長をはじめ関係者が集まって十分協議されたとお伺いしております。それで200万円という町の負担が出たわけですけども、ここでちょっと気になりますのは、私ども農業者として、累計の10億円の借金がございます。これは荷主側、いわゆる生産者が払うという意味になっておりますけれども、それにしても、その結論として、本当にこの10億円のお金を払っていいのかという具体的なことはまだ未定である。割り振りはしたけれど未定であるということがまず1点、そこで首長や関係者の集まりの中で、この点について、どの辺ぐらいのいわゆる運送料金の上乗せのことだと思いますけれども、この点について、どういうお話がされたのか伺いたい。

それから、協議会でもちょっと伺ったんですけども、このことによって、5億円の金を地元で負担する。これは業者側は4億5千万円ということで、あとの5千万円については3町ということに内容わかるんですけども、このことによって、前回の2年間の延期の条件がありましたけれども、今回のこの負担による存続の期間というのは、どの程度の目安というより、どういう約束をされたのか、その2点について、伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 1点目のJR貨物自体の負債の処理の関係ではないかと思うんですけど、実は私どもの事務段階では、その負債の話は、基本的な説明はなかったというような状況であります。説明受けたのは、7億3千万円の部分で何とか行政負担をお願いしたいというような話で最初説明をいただきまして、最終的に要請をかけた段階でコンテナ分の負担を何とかしてほしいというふうになってきたというような状況であります。ですので、その10億円のほうのJR貨物自体の負債がどういうふう処理されるかちょっと説明受けていませんので、申し訳ないですけども、よろしくお願ひしたいと思

います。

それから、2点目の一応回答文章としては、実は年数はうたっておりません。継続するというような1つの報告文章の中で、今のところ継続するというようなJR貨物の回答書ということで、その分もコピーも見せていただいております。新聞報道については、確かそれぞれJR貨物に直接取材をされてしているような部分であります。

あともう1点、送料の値上げの関係についても、最終的に運搬するほう、それと農作物を出すほうという話で協議されていますので、今回の協議会の中での話には題材として出ておりません。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。この間の全員協議会の中でも詳しい資料、その時の資料が出ておりますので、その場のあれはよくわかります。それで、生産者として、当然、この間ちょっと地元の農協の支所長とちょっと雑談していたんですが、まだ具体的な話、ホクレンで払うんでないかみたいな話してましたから、そうではないぞと。地元の荷主が払うということで承諾して、この列車走ることになってるよと言ったら、俺そんな話聞いてないというから、具体的には、いずれ承諾したということで、とりあえず運行にこぎつけたわけですから、これからだと思いますけど、料金の上乗せというのは、直接やっぱり生産者が負担することになりますので、ここでどう言ってもしょうがないですけども、その協議がまだできないけれども具体的に受けたということになっておりますので、答弁できないと思いますけれども、ただちょっと残念なのは、これだけ大事な、首長、代表者が集まってJR側と期限をきらなかつたというのは、どうも私は残念だといえますか、石北線がどうなるかわからんような状況の中で、その辺もうちょっとつめれば具体的にとりあえず安心できた状況なのかなと思いましたので伺いました。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） かつて、3台の3往復ですか、3往復していたのが、2往復、1往復になった。これで今、列車とかコンテナを更新しなければ、もう立ち行かないということで、廃止も含めてという提案でございましたので、何とか私どもとしては、現状の1往復は確保していただきたいということの要請をして、最終的には7億数千万円のお金の負担をしていただきたいということでございました。議論の中で7億数千万円的全額を我々オホーツク活性化期成会なり、3市15町村に求めるのかという問いに対しては、そういうことはあり得ないということであります。もちろん北海道の役割と運送業界の役割もありますから、何らかのかたちで自治体として負担をお願いしたいということがJR貨物の考え方でありました。私どもは、北見市長も含めて強く、推測と推論の域を脱しませんけども、このままでいくと石北線そのものも危ないのではないかと。このことでのいうとやっぱりJR貨物を維持するということは、とても大事なことだという主張も含めて、私どもも応分の負担をさせていただく。実際には、JR本社に貨物本社に行ったんですけども、JR貨物とJRそのものの母体というのは、全く分離、違いますよねあれ。どうも旅客鉄道の部分と貨物というのは違いますので、ただ貨物としては何としても会社側としても残したいんだという考え方がありましたから、私どもとしては、であれば、応分の負担をさせていただこうと。最終的に期成会を代表する北見市と北海道、北海道がどうい

期待に応じていくのかということの中で5千万円については、北海道半分、2,500万については、うちら活性化期成会を構成する市町村で負担しようと。しかし、前回の協議会でも話しましたように、実質的には、北見と訓子府と美幌が、ほぼこれを利用している大きなところでございますので、これらが応分の負担をさせていただいたということでございますので、このことがイコールJR本体そのものの、この石北線との関連でいくと全く関係ないとは言いませんけれども、私は別の次元でいろんな議論がこれから起こり得るであろうと。それからJR貨物にしても、当座の7億数千万円の資金を自助努力も含めてきたわけですから、全体として貨物としては、私は何年でことは言えませんが、継続をやっぱり保障したのではないのかなというふうに思っています。

それから、運送料の価格の問題ですけども、これは私どもがJR貨物とやることではありませんので、実際にやっている生産者とそれから農業関係団体なりとの話し合いというのが出てくるんでないか。ただ、私が全員協議会でも言いましたように、これらの存続について、自治体のみが関わるのではなくて、やっぱりこの存続も含めて、生産者自身が、あるいは農業協同組合も含めて、一体となった取り組みをしていかないとだめなのではないのかという主張をずっと申し上げてきて、今回、新しい組織をつくって、会長は北見、副会長は美幌と私とそれから北見地区農業協同組合連合会とそれから共済も入ったのかな。ということで、農業者も含めた組織づくりをしてきたというのが実態でございますので、まだ不十分な部分は、佐藤議員おっしゃるように存続の問題の保障とか価格の問題等で私どもの立場で知り得ることというのは、今言った程度でございますので、ご理解まずはいただきたい。その上で今言ったことでできるだけ、生産者に負担増がこれから出てくるということについても、立場上で組織としてまたいろいろな考え方を主張していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。よくわかりました。最後にこれだけはお願いしておきたいんですけども、この町は農業者で160戸ぐらいあるのか、たまねぎの生産は。上原君160戸ぐらいあるのか。かなり大きなあれありますし、将来ともやっぱりこの基幹的なものは、大事に残さなければなりませんので、ぜひ常にやっぱりこれがどうなるのか、継続されるのかということを見守っていただきたい。改めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。10ページ、消防費の中の北見地区消防組合負担金18万6千円ですが、4月の火災消火支援料として、今回はじめて活用されたと思いますが、簡単な内訳などを教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今回、火災が長時間に及びまして、また、牧草等が燃えたということもありまして、穴を掘って埋め立てとかということの作業が生じたので、建設業協会のほうに災害支援を要請し、出動いただいたということで、16時から24時までの8時間ということで、バックホー、大きいタイプと小さいタイプの2台ありまして、

1台が1時間当たり8,800円、小さいほうが7,700円、1時間当たりです。重機の搬送料金が、片道1回1万円ということで、それぞれ8時間それに乗じまして、バックホーの代金が13万2千円になります。それに搬送料片道が1万円ですので、2台分で4回ということで4万円ですね搬送料、あわせまして17万2千円の消費税分加えまして、18万5,760円ということで、18万6千円を追加補正させていただくということです。

○議長（橋本憲治君） ほかに質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。今の消防費にかかわってなのですが、内容的には今、西山議員への答弁でわかりましたけれども、例えばこの重機の借り上げ、いわゆる支援に対する判断というのは、現場にいる消防の判断で、これはこういうかたちで負担しようということになるのか。あるいはどういうふうな基準でこれを運用することになるのか、ちょっとお願いします。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 現場の指揮官が判断するということになります。基本的には支署長になりますけども、当時は、副支署長が行っていたと思いますけども、支署長と協議しながら判断したということになっています。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。5ページの町有施設維持管理事業の中の町有住宅解体工事、これは消防北側の住宅を壊すということだったと思うんですけども、今、消防の隣の住宅を壊しましたよね。北側ということは、道路挟んで向かい側のところを壊すということだと思んですけども、それは前にいろんなものが入っているので、まだ壊さないような話をしていたんじゃないかなと思うんです。壊すことはいいと思うんですけども、とりあえず、その跡地のことですけども、その跡地の活用については、どのようなことを考えているのかお知らせください。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今5ページの財産管理費の町有住宅解体工事の関係で跡地の活用のご関係でご質問ございました。

まず1点、非常に近年、団員の集まることで、有事の際の駐車場の場所がないということがまず1点ありまして、それである程度の場所を確保してほしいということで、消防支署のほうからも協議されていた部分がございます、それで一定程度の取り壊しも含めて進めるということで計画に載せてございます。当初予算で消防庁舎の横の部分の取り壊しをしております。その跡地については、ちょっと年度はまだ確定できないんですけども、さまざまな防災資材等々が備蓄用品含めて揃ってきておりますので、防災備蓄倉庫的な部分を建てる計画を現在しております。向かい側は、前段申し上げたとおり駐車場等々の整備を進めるということでございます。

それとなぜ補正予算かということ、たまたま国のがんばる交付金というのが取り壊しの費用も対象になりまして、そういった意味では、財源もついたということで、今回、補正予算として上げさせていただきました。

- 議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。  
（「なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、討論を行います。  
討論ございませんか。  
（「なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第25号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第26号の質疑を行います。議案書13ページです。1人3回まで質疑を行えます。  
ご質疑ございませんか。  
（「なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、討論を行います。  
討論ございませんか。  
（「なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第26号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第27号の質疑を行います。議案書16ページからでございます。1人3回まで質疑を行えます。  
ご質疑ございませんか。  
（「なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、討論を行います。  
討論ございませんか。  
（「なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第27号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）
- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の質疑を行います。議案書20ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは町税条例の一部改正の関係で質問いたしますが、その中の軽自動車税の税率の関係で質問いたします。

地方税法改正における軽自動車税の税率の引き上げというのが、今回のこの中身の主たる部分でありますけれども、この引き上げの内容等の説明を聞きますと、非常に原付自転車、いわゆるバイクも含め、あるいは軽自動車ですが引き上げ幅が非常に大きいということになっております。基本的には、一般的に考えたときには、やはりこういうものを利用している方々というのは、いずれにしても、言ってみれば高齢者であったり、所得がそうそう多くない方々も極めて多いのかなというふうに思いますが、これにかかわって、本町でこの税率の引き上げによって、どれぐらい税収が増えるのかという問題がまず1点、予測されるのかということと同時に、今前段で言いましたように、現実にも今までも軽自動車税の未収分というか、滞納繰越も含めて、昨年も25年度も若干あったかのように思いますけれども、どうもこのことで、ちょっと増えはしないのかなと。未収が増えたり、これによる滞納繰越が積み上がっていくことにならないのかなという心配をしています。これは国がこういう形で条例をいわゆる改正するということでありますので、結果として、やらざるを得ない部分もあるんだろうと思いますが、問題はその現場の対応として、非常に難しいものが出てくるというふうにも思いますが、その辺についての考え方、いわゆる未収、滞納に対する対応も当然ある一定程度予測しながら丁寧な対応がより求められるのかなということについての考え方と税収がどれだけこれによって、軽自動車税として本町に入ってくるのかという、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 今、軽自動車税の引き上げに伴いまして、町の収入としてどれぐらいの影響が出てくるかということが、まず1点目にございましたけれども、平成26年度、今回課税した課税客体で申し上げますと、原付バイクから3輪までそれから農耕用の小型特特殊とか軽自動車の4輪まで全部含めますと、これは施行日がちょっとずつずれている部分もありますので、まず、軽4輪でない部分だけで、原付とか軽2輪車、2輪の小型自動車、農耕用小型特殊、特殊作業用小型という種類で申し上げますと全部で2,433台の課税客体がありますけれども、平成26年度の課税対象としての金額でいきますと451万9,200円が今回課税をしているところでございます。それで27年の4月1日からは、最低2千円ですとか1.5倍ですとかということになりますので、この台数がそのままだとして、出入りがなかったとして試算しますと税額で592万3,800円、従いまして、増える分が140万4,600円。1.5倍から最低2千円ということですが、割り返しますと平均で1.31倍ということになりますけれども、そういう税額が見込めるということになります。調定額ありますけれども。それからもう一つ、軽4輪、自家用のもの営業用のものでいきますと今の段階で、これらをあわせまして1,680台、平成26年度の課税の対象となっております。その税額が972万2,400円、これにつきましては、軽自動車協会からの出入りの情報が来ますので、平成25年度の実績をもと

に、廃車をしたもの、それから新車として入れたものの増減を加味しまして、最終的には1,684台になると、平成27年度の課税予想ですけれども1,684台になるであろうと。それでそれぞれの増減を見まして、引き上げ分を加味しますと税額で999万9千円、差し引きまして、27万6,600円の増ということで、これは今の段階では見ております。これは軽自動車4輪につきましては、27年の4月1日以降に新たにナンバーの登録を受けたもの、だから、それより前にナンバーをもらっている方は、ずっと今の古いままの税額でいくということでございます。以上がその影響額となります。

それから、高齢者の方だったり、女性も含めて、いろんな方が軽自動車に乗っている中で、この増税になった部分で、また滞納分が増えるんでないか。その対応はどう考えてるんだというようなご質問だったかと思えますけれども、高齢者に限らず今、皆さんいろんな方がいろんな考えをお持ちで軽自動車が増えてきているんだなとは思っておりますけれども、どのいろんな全ての税においてでもそうでしょうけれども、滞納を目をつぶるというわけにはなかなかいかない。どの税でもそうですけれども、ひたすらこの税額が上がったことによって、滞納額が増えないようにPRをしながら、お願いをしながら、徴収に努力するということがお答えできませんので、ご理解をいただきたいと思えます

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の質疑を行います。議案書の30ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の質疑を行います。議案書32ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号

○議長(橋本憲治君) この際、次に、日程第10、議案第31号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

それでは、事務局長に提案理由の説明をさせます。

○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、提案理由の説明をさせていただきます。議案書の33ページです。

議案第31号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者を次のとおり推薦しようとするものでございます。

記以下について、お二人の経歴も含め、ご説明いたします。

まず、お一人目の高城美恵氏につきましては、

(経歴等掲載省略)

お二人目の畠山由子氏につきましては、

(経歴等掲載省略)

なお、お二人につきましては、現在、農業委員を務められており、引き続き、委員を担



っていただきたく推薦するものであります。

議案書に戻りまして、説明でございますが、農業委員会委員の任期が本年7月19日に満了することから、学識経験を有する者2人を推薦しようとするものでございます。

なお、任期は3年間であります。

以上で、ございます。

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2人とし、ただいまの提案理由の説明のとおり、高城美恵さん、畠山由子さんを推薦したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は2人とし、高城美恵さん、畠山由子さんの2人を推薦することに決定いたしました。

### ◎議案第32号

○議長（橋本憲治君） 次に、追加議案であります議案第32号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の56ページをお開き願いたいと思っております。

議案第32号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

まずここで1条では、歳入歳出それぞれ1,145万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ42億2,889万7千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表でございますので、これについては、ご覧いただくこととしまして、58ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいと思っております。

まず、最初に59ページをお開き願いたいと思っておりますけども、歳出の事項別明細から説明させていただきます。

6款の農林水産業費、1項、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業ですけれども、これでは大型のGPS付きのトラクター、ジョンディアの150馬力というやつですけども1台を購入するものとしまして、備品購入費で1,145万9千円を計上しております。

これは、先に要求しておりました平成26年度の地域づくり総合交付金の牧場農業機械整備事業に今回採択されるという見込みであることにあわせまして、今回、今年の牧場作業に使用できるように早急に導入したいということもございまして、今回追加補正とさせていただきます。

また、このトラクターにつきましては、GPSによるガイダンスシステムを導入したもので、例えば除草剤ですとか肥料散布などの際に、二重に同じところをまくというようなことの無駄を軽減することで、コスト削減も図れるのではないかとということが1つ、それと現在使われているちょっと小型の老朽化したトラクターに比べて大幅な作業効率が期待

できるということが理由にあげられております。

次に、前のページになりますけども58ページ、歳入になります。

上の表の14款、2項、4目の農林水産業費道補助金の地域づくり総合交付金ですけれども、これ事業費としまして、先ほど歳出でお話しました1,145万9千円の補助率2分の1ということで、570万円を計上しているものでございます。

その下の17款、1項、2目、社会資本整備基金繰入金は、これは今回の事業の財源調整として575万9千円を計上しているものでございます。

最後に、別に配布しております「資料3」という1枚ものがあると思いますけども、基金の調書でございます。保有状況の調書、これは、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況になりますけれども、この表の基金種別にあります3の社会資本整備基金の④というところで、牧場のところあると思いますけども、この備考欄にあります金額のこれの取り崩しによりまして、これによりまして補正後の一般会計の基金保有見込額については、右の一番右側の下から4番目にありますように39億6,308万1千円ということになってございます。

以上、平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について、説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。美園の牧場のトラクターの件ですけれども、150馬力、ジョンディア、新車だと思うんですが、ずいぶん頑張ってくれたんだなという感じしているんですが、GPSを付けてるといようなことを考えると相当効率は良くなるというようなことはわかるんですが、例えば、草地で肥料をまくとか何かというのは、GPSの中で十分できて問題ないと思うのですが、例えば運転手が乗らないでということとは多分あの圃場の、畑だと圃場のあれを全部記録していて、除草機なんかもある程度やれるというようなことらしいんですけど、この点については、運転手なんかどうということになるのか、無人で走らせることができるのかどうか、そこらあたりもうちょっと。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今、議員のご質問あった多分無人化のロボットのGPSでないかというふうに思います。

今回検討は、無人化の話はしておりませんが、いろんなところで聞くところによりますと、無人化のロボットにするためには、GPS本体自体をかなり精度のいいものにしないといけない、例えば100何十万円。それと牧場については、かなり町から離れておりますので、どこかに基地局を設置しないといけない。要するに基準場所だと思うんですけども、そういう部分の費用でかなり高くなりますし、牧場の場合については、先ほど副町長が説明しましたとおり除草剤、それから肥料をまくようなかたちになりますので、その分の二重のまきムラというんですか、そういうものを防ぐ意味で効率よく、面積的にかなり広い場所でありますので、そういう部分で効率性を求めてGPSをつけているということでもあります。

あと、このトラクターを使用する場所については、採草地については、今貸し出ししておりますので、基本的には、放牧地の管理の部分ということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。今、前の議員から説明がございましたし、副町長、担当課のほうから25年度の予定が変わり、今回の多目的な利用ができるということで大型にしたということは、よくわかりました。

それで実は、この財源のことなんですが、以前にもどこかの場面で町長の考え方を伺ったんですがこの基金ですね。確か数年前に牧場から訓子府の一般会計に移してくれとそういう申し出があって、当時の私の記憶では2千2、3百万円の基金が、この社会資本整備事業の牧場の基金として積まれたと思います。

それで基金というのは、当然使って値のあるものでして、いつまでも寝せといてあるあると言っていたって、それは意味がないんですけども、ただ、これは農業の町として、酪農は徐々に減っているにせよ、重要な訓子府農業の位置を占めるということは間違いありませんが、今回この基金を手をつけて、残りが300万円ちょっとになった。それで以前にもこの件についてちょっと考え方を伺ったんですが、確かに牧場は、酪農家は大事な訓子府の基幹の一つとして残すためにやっぱり支援を続けるという町長の考え方でした。それで、それはよく理解できるんですけども、やっぱり基金の位置づけといいますか、その考え方、私はある面では、財源の予備として使うのが一部あるのかなというふうに私は考えています。それでどこからお金を出しても同じですけども、将来これが長い意味での牧場の計画はどういうふうになっているかわかりませんが、将来もうあんまり、ここオーバーに言えば、5年か10年は大きな事業がないんだと、そういうことであればいいですけど、これやっぱり事業続ける以上はやっぱり運営費というのは、どうしても必要なわけですし、この基金の使い方の考え方について、今一度、牧場に限ってちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、牧場の基金の活用方法について、ご質問をいただきました。牧場につきましては、ちょっと年数わからないんですけども、従来、特別会計で実施されてきたものを消費税等々の問題も含めて、一般会計でやるということで、その後、一般会計に先ほど議員もおっしゃられたように特別会計でもっていた基金をもって一般会計の基金に積み立てをして実施をしてきてございます。

議員おっしゃられるように今進めている基金充当のルールといたしましては、例えば、道営事業等々の基盤整備事業については、公債というか、起債借り入れ、一般財源の充当も含めて一般会計で負担をしている。そして、昨年、水道管の移設工事とか、木柵の改良工事等々については、ここの基金を活用して実施をしている。

それとあわせて6款、1項、7目の牧場費と、ちょっと歳入のほうあれなんですけども、牧場の使用料の差額の分が特に当初予算の場合は、歳出が多くなる場合がございますので、差額の分を基金から繰り入れをして、運営上、基金を充当して収支ゼロにするような体制をとりながら、基金を回しながら運営している状況。当初の資料1を見ていただければわかると思うんですけども、資料1というのは、基金の保有状況の資料を見たらえれば、

④の牧場でいくと運営状況の部分で488万8千円ということで、基金を充当して差し引き収支ゼロというようなかたちをとっている状況でございます。あわせて決算ベースで、剰余金が出た際については、基金に戻し入れをするようなかたちをとって運営をしてございます。

ですから、残り311万7千円ということですが、今後の使用料の増額も含めて、運営上、黒字になるような努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。中身については、よくわかりました。一般的にトラクターが大きくなると作業機も大きくなるという、そういう問題でございまして、これに伴ってブローキャスも相当今30mとか、もっと飛ぶものも出てきていますから、大型化する他の機械が、これに伴う作業機の問題が出てこないのか、予算が出てこないのか、その点を伺います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 現在、トラクター、実は4台保有しております。ですので、作業機械のブロードキャスターの部分だと思っておりますけども、対応については問題ないというふうに思っております。トラクターの4台については、かなり古い機械、トラクターがありまして、54年の機械が1台、それから57年のトラクターが1台、それから平成元年のトラクターが1台、そして53年のトラクターが1台ということですので、作業機については問題ないというふうに思います。

ただ、平成24年に、これも補正予算でご承認いただきましたモアコンディショナーの関係を既に大型化しておりますので、今回のトラクターによって、また効率が上がるということを考えております。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて、平成26年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

散会 午後 2時 7分